



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



# 子ども・子育て支援新制度について

(抜粋)

平成27年7月

内閣府子ども・子育て本部

# 子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた  
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども)</u> (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p><u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども)</u> (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

# 本制度における行政が関与した利用手続

○ 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。

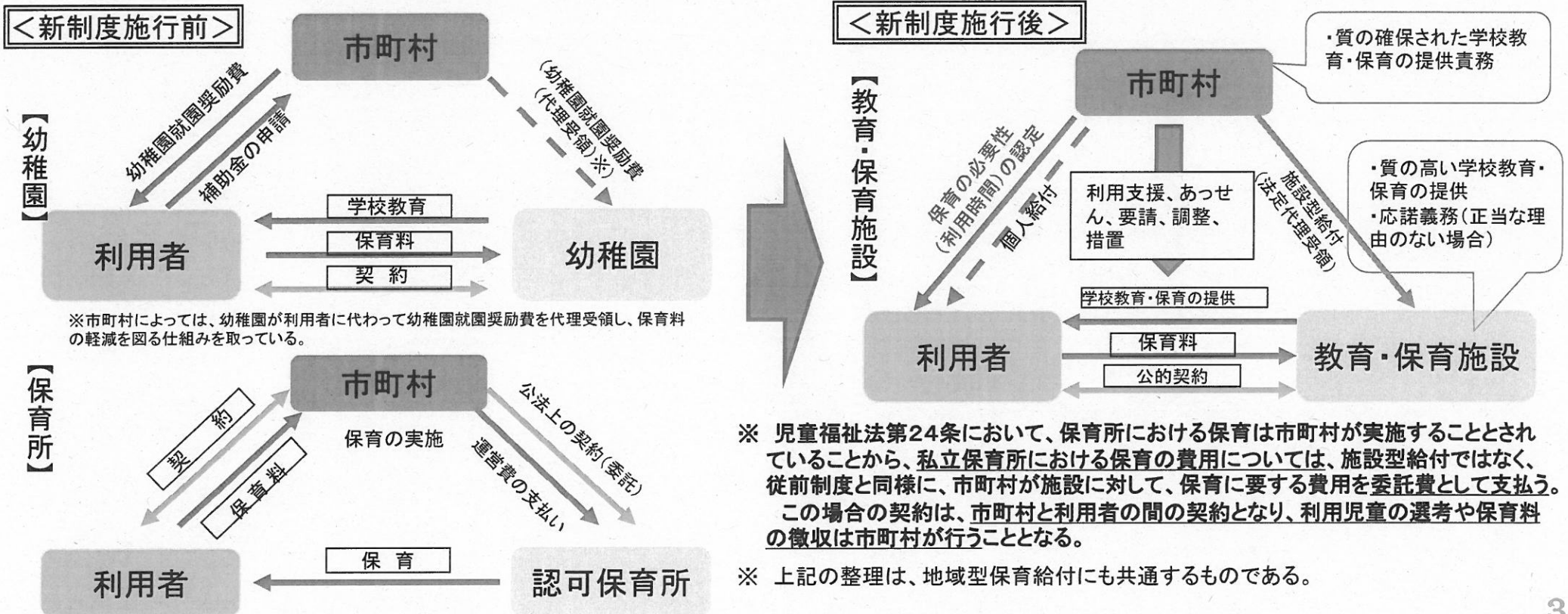
【認定区分】	1号認定(支援法第19条第1号該当)・・・教育標準時間認定・満3歳以上	→ 認定こども園、幼稚園
	2号認定(支援法第19条第2号該当)・・・保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	→ 認定こども園、保育所
	3号認定(支援法第19条第3号該当)・・・保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	→ 認定こども園、保育所、地域型保育

○ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印

○ 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印

○ 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



## 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受け る認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け</li> <li>○幼稚園型 (幼稚園型) :保育機能を認定</li> <li>○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</li> <li>○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○その他の利用者 :「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成 (特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除く</li> <li>○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可</li> </ul>
	「施設型給付」を受け る幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> <li>○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成 (特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	
従前どおり	「施設型給付」を受け ない幼稚園※ <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>○幼稚園就園奨励費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建学の精神に基づく選考</li> <li>○利用者負担は設置者が設定</li> </ul>

※<sup>1</sup> 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

# 地域の実情に応じた子育て支援の展開

## 人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

## 大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題  
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

### 〔 子ども・子育て支援新制度の 主なポイント 〕

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、一定規模の子ども集団を確保しつつ、教育・保育の提供が可能

**① 認定こども園制度の改善**  
 ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設  
 ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、待機児童の解消が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、身近な場所で保育の場の維持が可能

**② 小規模保育等への財政支援の創設**  
 ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、機動的な待機児童対策を講じることが可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、在宅の子育て家庭に対する支援を中心に展開  
 ※取組を容易とするための見直し

**③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実**  
 ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定  
 ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、多様な保育ニーズに応える事業を中心に展開

### 新制度の基盤

**④ 市町村が実施主体**  
 ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化  
 ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

**⑤ 社会全体による費用負担**  
 ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保  
 ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

## 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

## 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付  
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育  
事業

放課後  
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

# 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

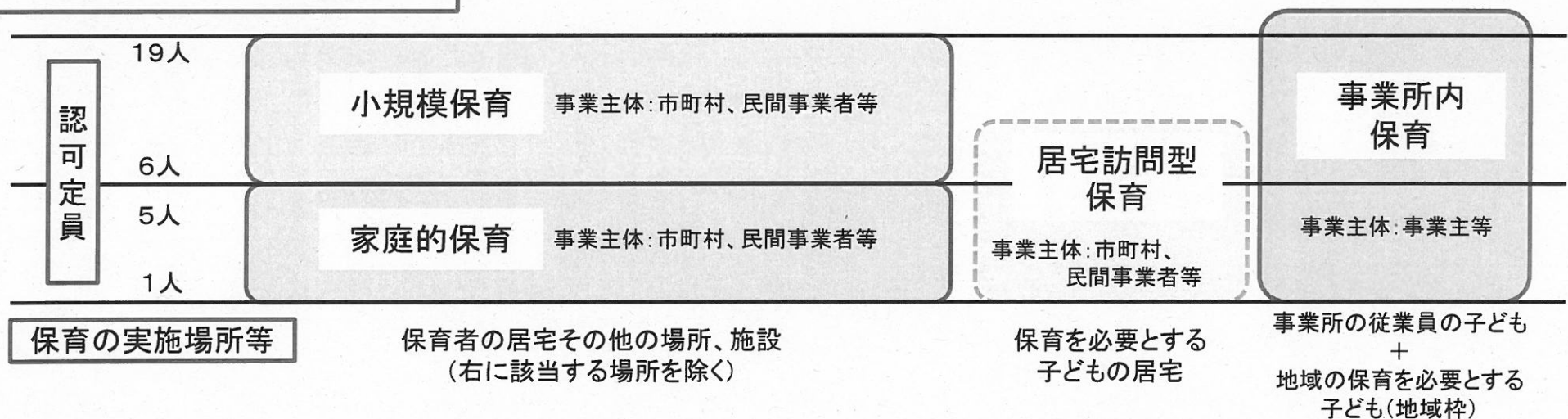
- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。



## 地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

### 地域型保育事業の位置付け



## 地域型保育事業の認可基準について

### 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

## 家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

### <主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

# 保育の必要性の認定について①

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

## 2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

### 新制度施行前の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

### 新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること  
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労  
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護  
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

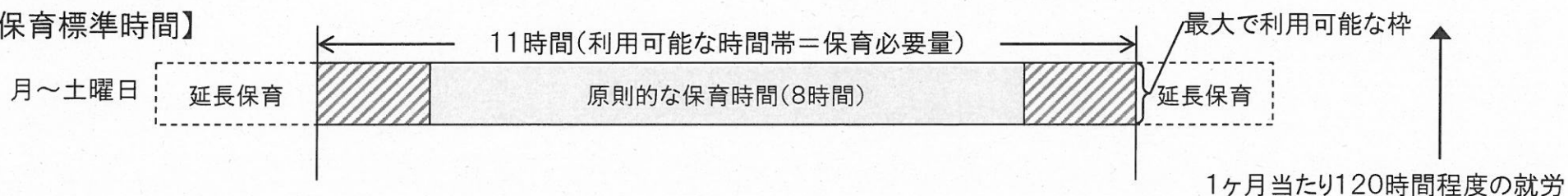
## 保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

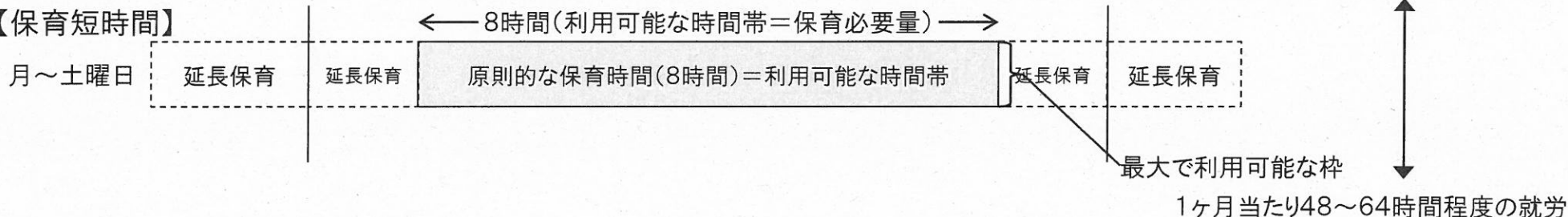
[保育必要量のイメージ] (一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】

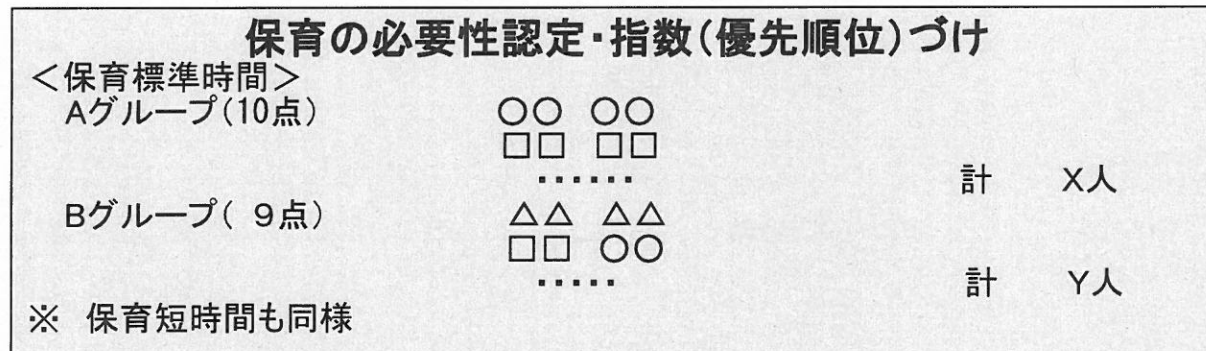
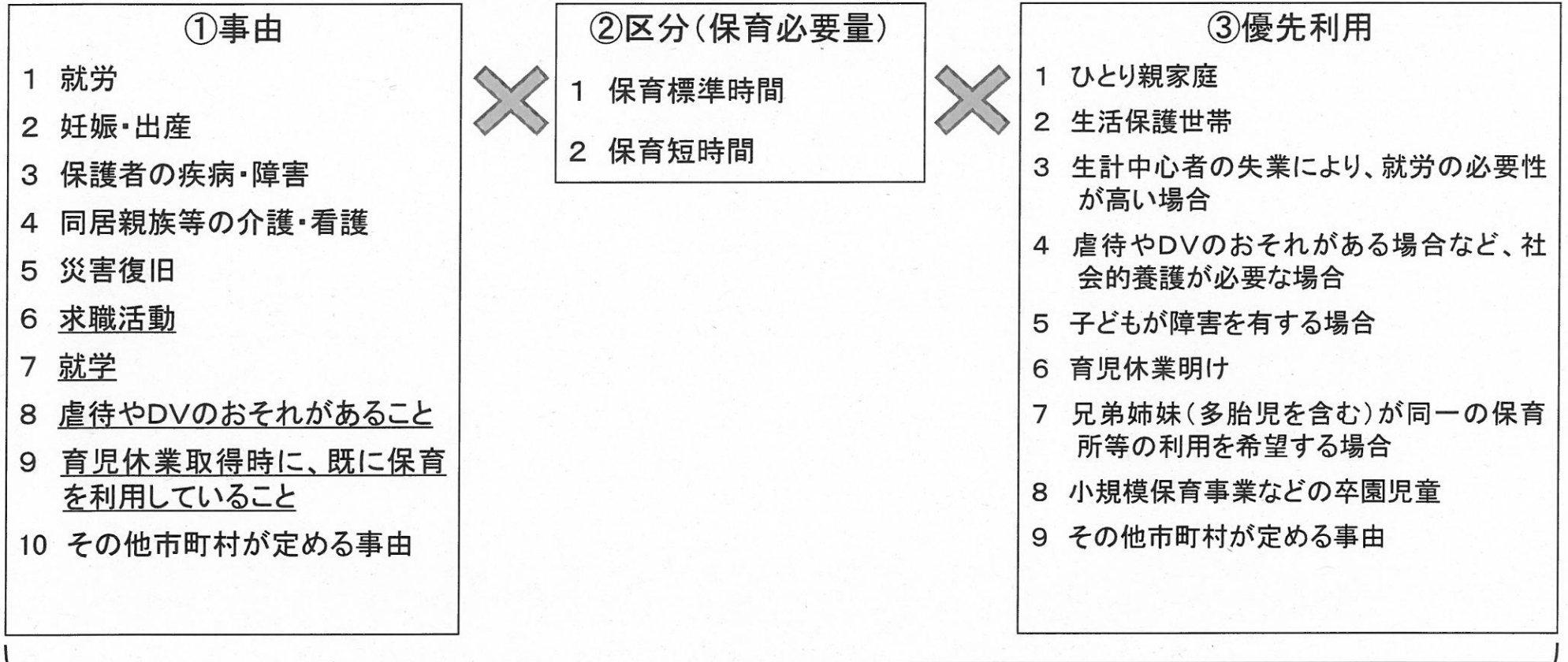


(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

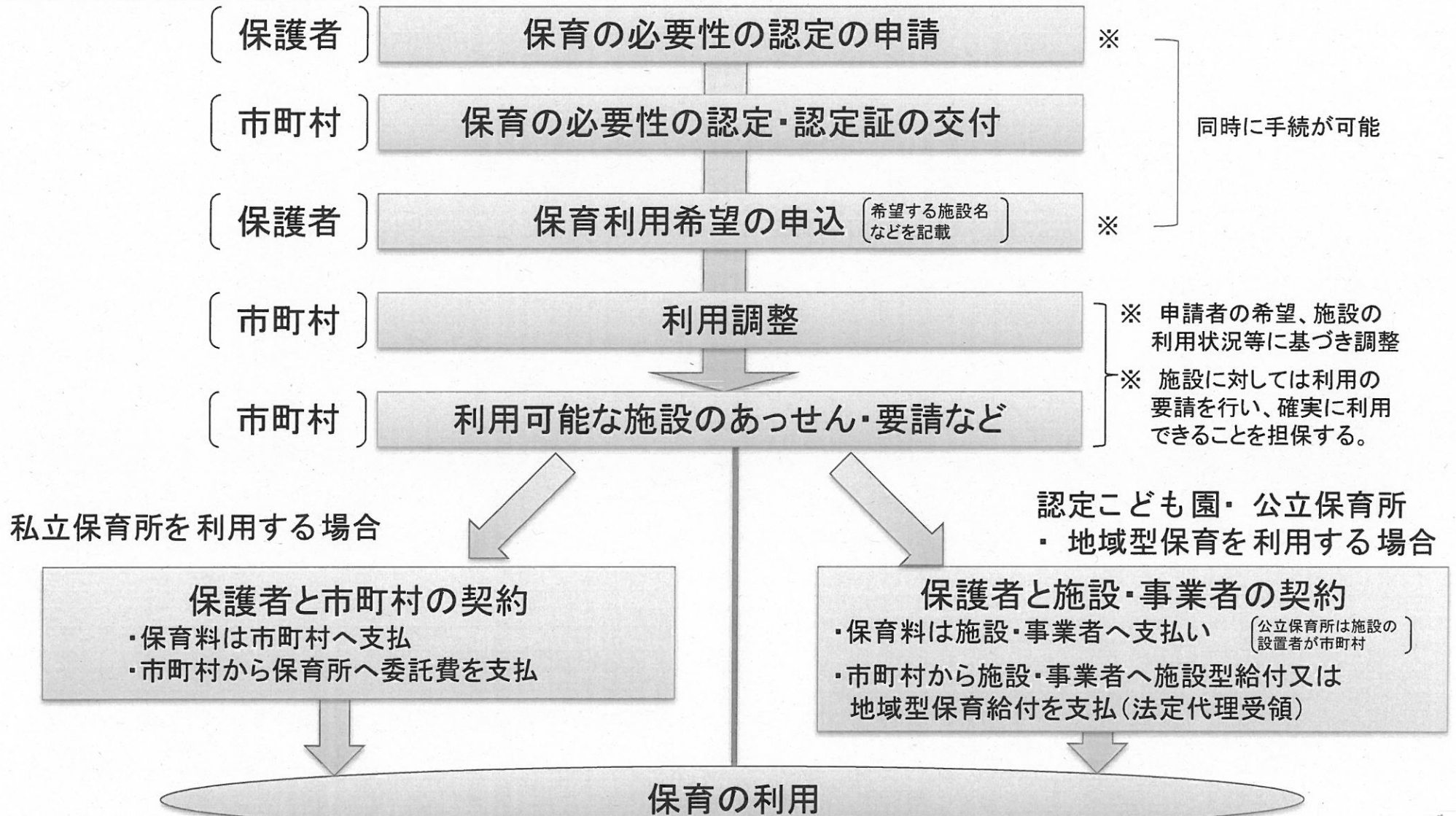
## 保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



# 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



## 公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

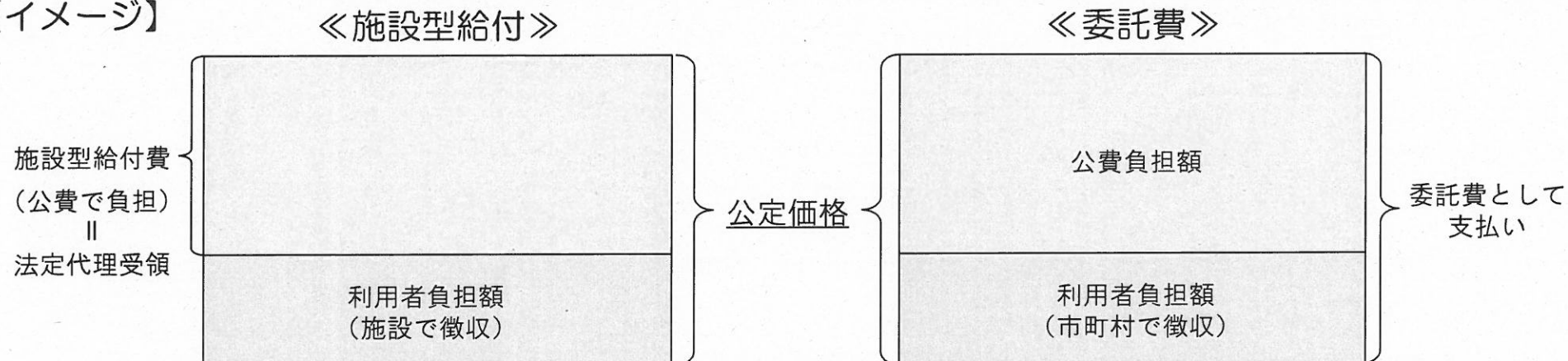
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】





## 公定価格の骨格(全体イメージ)

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成。質の向上項目等に必要となる1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

### 基本額(1人当たりの単価)

- ▶ 共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- ▶ 共通要素②：人件費、事業費、管理費

### 各種加算等

- ▶ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

### ＜教育標準時間(1号)認定＞

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

### ＜保育標準時間・短時間(2号・3号)認定＞

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

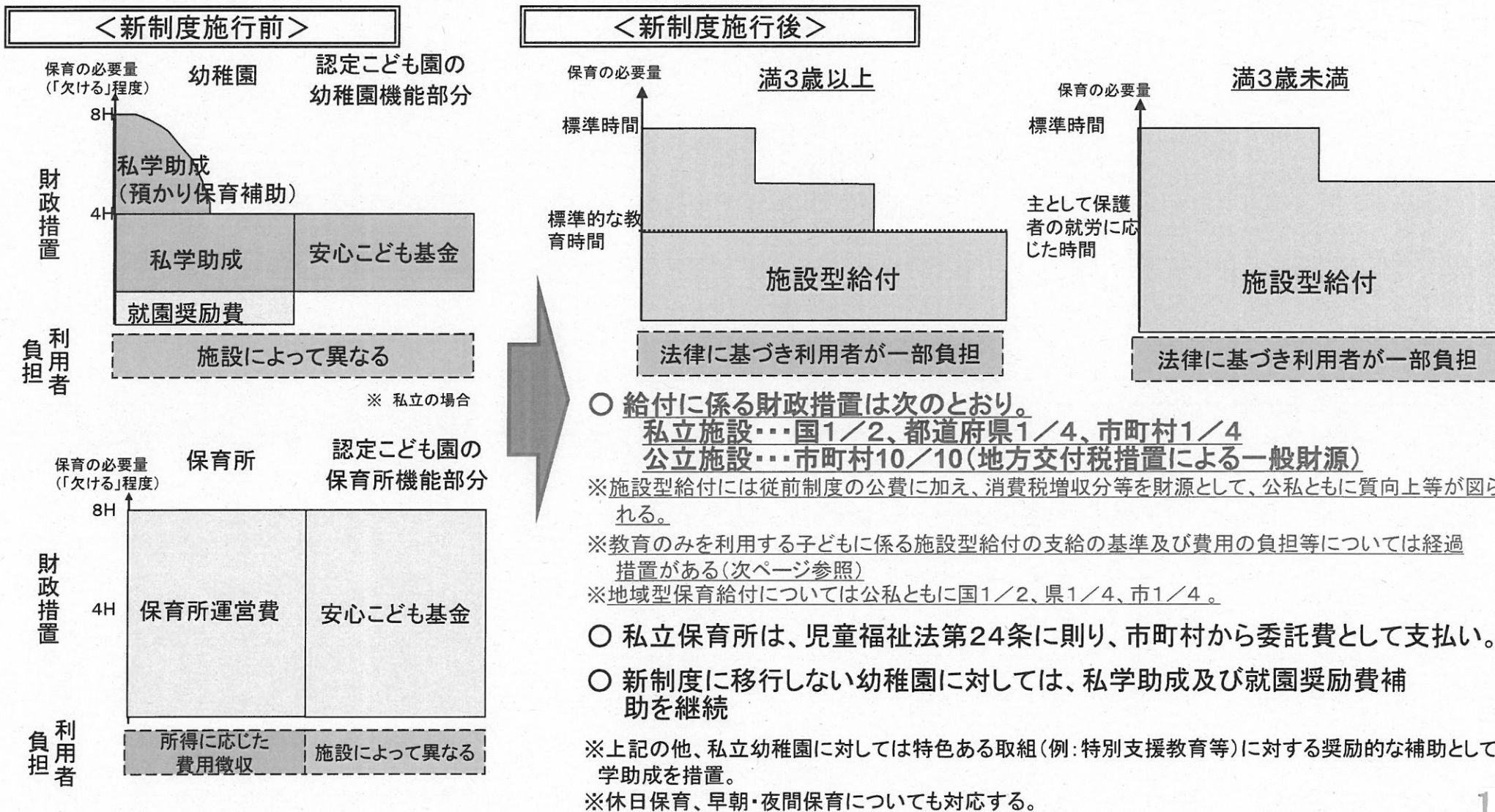
※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

※研修代替要員費を追加

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

# 施設型給付の構造

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
  - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



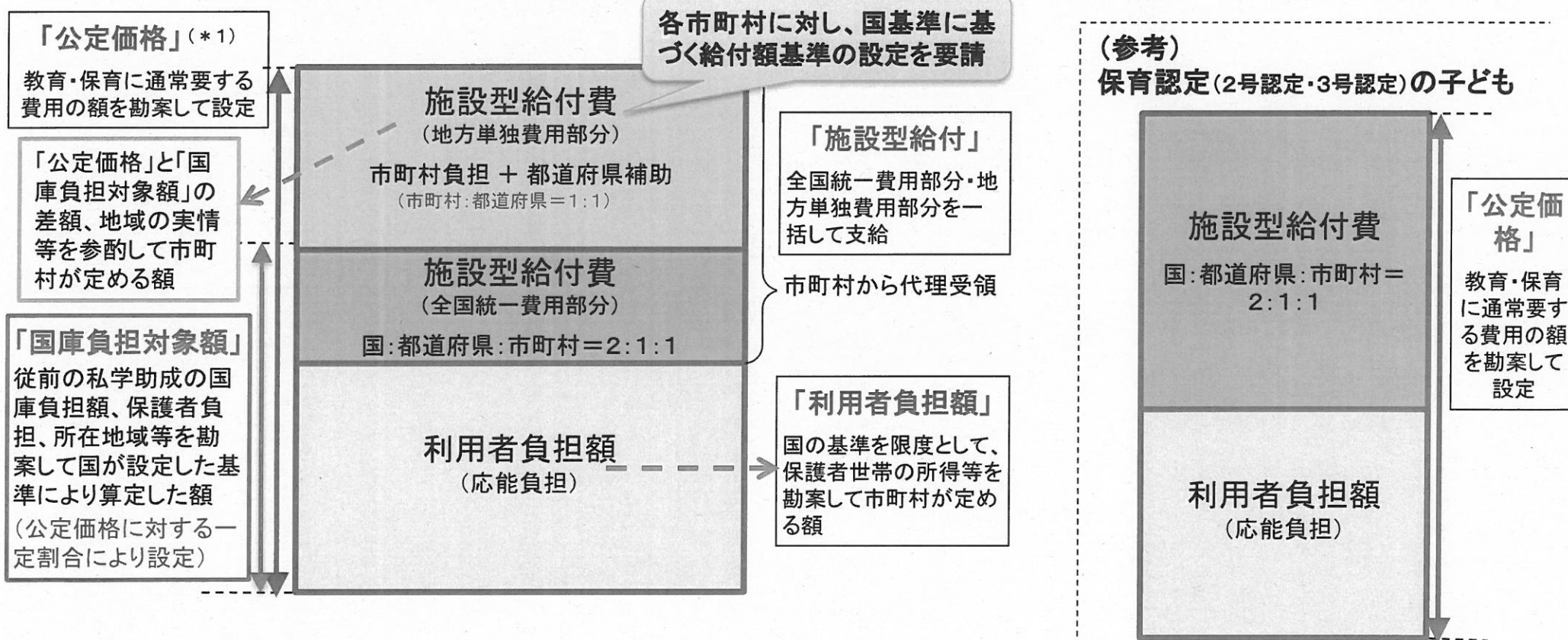
# 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造( 公定価格及び利用者負担)

○ 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」≡「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」



\*1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。

# 私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

## 主な課題

## 対応

市町村と幼稚園の関係構築、  
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく  
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施  
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

一時預かり事業(幼稚園型)  
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

## 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成27年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

### 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認め(経過措置)。

### 保育認定の子ども

(2号認定: 満3歳以上)      (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

○ また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

## 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

### ①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

### ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

**⑥子育て短期支援事業**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

**⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

**⑧一時預かり事業**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

**⑨延長保育事業**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

**⑩病児保育事業**

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

**⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

**⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

**⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

### ○総合的な利用者支援

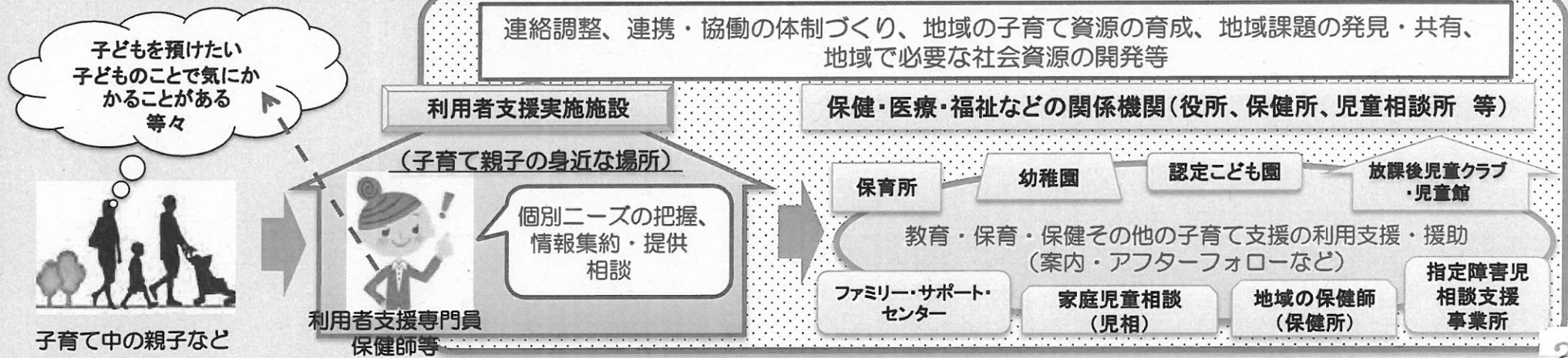
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

### ○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。  
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
※継続的な把握、支援プランの策定を実施  
(主として、保健所・保健センター等を活用。)





## 子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について

### 子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・ 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・ 保護者の選択に基づき、
- ・ 多様な施設・事業者から、
- ・ 良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

## 車の両輪

### 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。  
(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・ 地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・ 需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせ、「供給」体制を確保。

### 利用者支援事業

- ・ 個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援。（「利用者支援」）
- ・ 利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

# 利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①  
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい……」

声②  
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする……」

声③  
「最近、子育てがしんどいです……」

利用者支援事業

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

個別ニーズの把握

社会資源の開発

日常的に対応

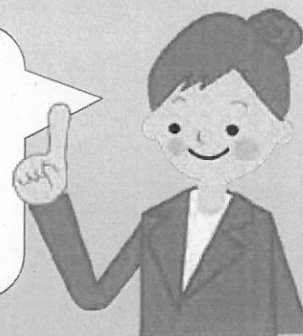
日常的に連携



本事業が行われる施設等の職員

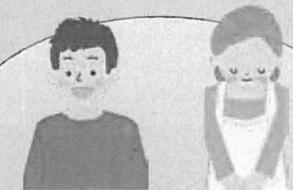
連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！



利用者支援専門員

連携



本事業が行われる施設等の職員

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は  
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、  
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども  
との関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、  
相互交流や子育ての不安・悩み  
を相談できる場を提供

## 地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、  
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、  
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

## 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成25年度実施か所数  
(国庫補助対象分・  
少子化室調べ)

6,233か所



地域で子育てを支える

## 地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>③地域の子育て関連情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②子育て等に関する相談・援助の実施</li> <li>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</li> </ul>
実施形態	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</li> <li>・<u>出張ひろばの実施(加算)</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向き、出張ひろばを開設</li> <li>・<u>地域支援の取組の実施(加算)※</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組</li> <li>②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組</li> <li>③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組</li> <li>④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</li> </ul> </li> </ul> <p>※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</li> </ul>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

# 一時預かり 事業について

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

## H25

### 保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

### 地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

### ①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

### 幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

## H26【保育緊急確保事業】

### ①一般型(事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。  
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。  
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。  
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

### ②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

### ③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

従前の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

### ④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

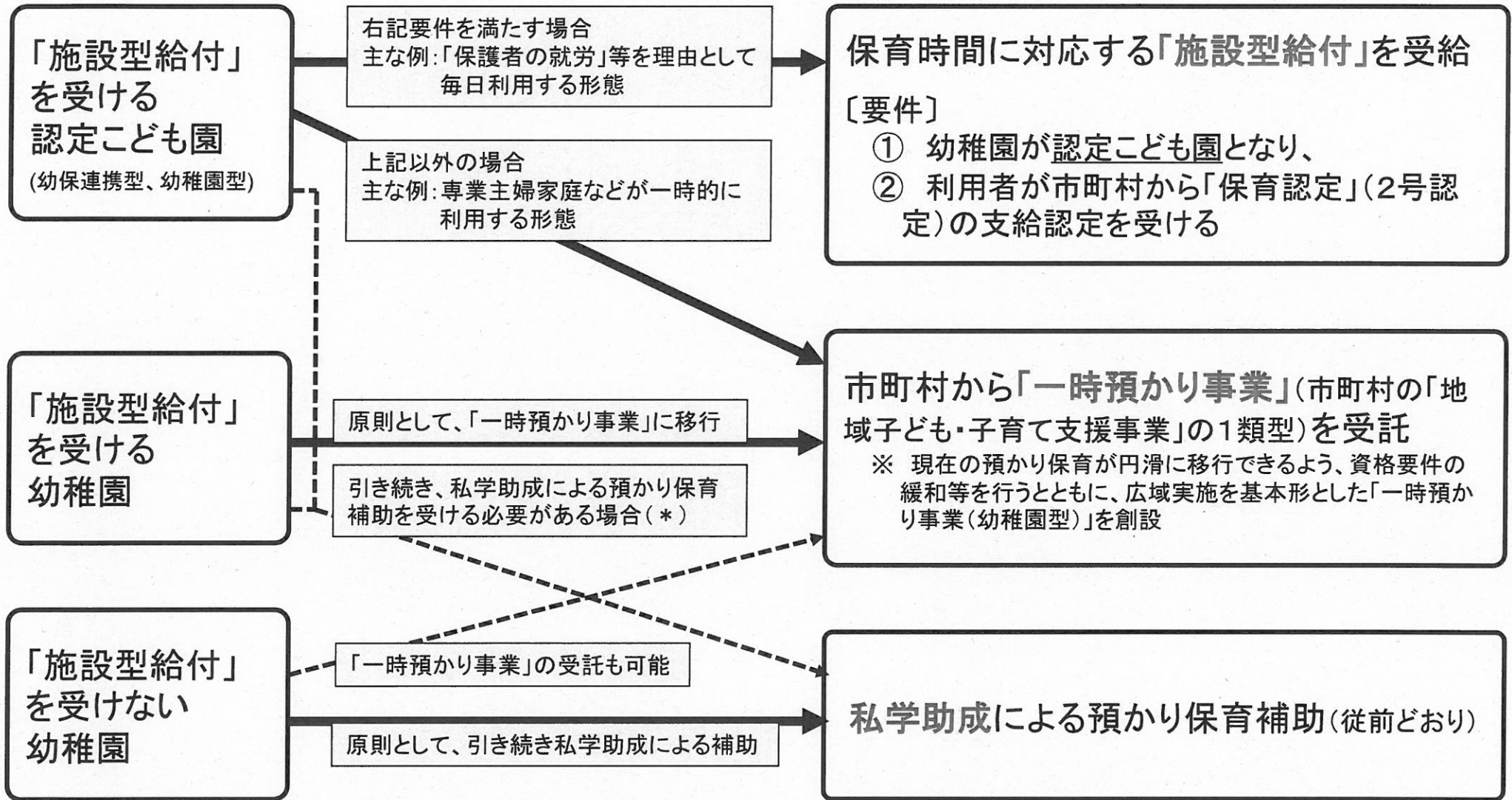
## H27【新制度施行】

## 一時預かり事業(幼稚園型)について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」を創設

		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		市町村(子ども・子育て支援法に基づく「 <u>地域子ども・子育て支援事業</u> 」として実施)									
実施場所		幼稚園又は認定こども園									
対象児童		<p><u>主に在籍園児</u>(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)</p> <p>※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象</p> <p>※<u>園児以外の子どもについては、一時預かり事業(一般型)により対応</u></p> <p>・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能 (この場合、それぞれの種類の基準を満たすことが必要)</p> <p>・ただし、園児以外の子どもの利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子どもの一時預かりを併せて実施することも可能</p>									
職員	職員数	<p>認可保育所と同じ</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0歳児</td> <td style="padding: 2px;">3:1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1・2歳児</td> <td style="padding: 2px;">6:1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3歳児</td> <td style="padding: 2px;">20:1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4歳以上児</td> <td style="padding: 2px;">30:1</td> </tr> </table> <p>2人以上の配置を求めるが、上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合で、かつ、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、<u>専任職員は1人で可</u> (※ 職員は常勤・非常勤を問わない)</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
資格	<p><u>保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者</u></p> <p>(ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)</p>										
設備・面積	保育室等	<p>認可保育所と同じ</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2歳以上児</td> <td style="padding: 2px;">保育室又は遊戯室</td> <td style="padding: 2px;">1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2歳未満児</td> <td style="padding: 2px;">乳児室</td> <td style="padding: 2px;">1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 2px;">ほふく室 3.3㎡/人 など</td> </tr> </table> <p>※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人			ほふく室 3.3㎡/人 など
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
		ほふく室 3.3㎡/人 など									
補助単価 (1人当たり日額)		<p>○在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本分: 平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間延べ利用者数2,000人超 400円 (※各園の教育時間によって異なる)</li> <li>- 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600円/年間延べ利用者数-400円(10円以下切り捨て)</li> </ul> </li> <li>・休日分: 土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) 800円</li> <li>・長時間加算: 標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 100円</li> </ul> <p>○園児以外の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時間/日以下の利用 800円</li> <li>・長時間加算: 8時間/日を超える場合に加算 100円</li> </ul>									
実施形態		<p>利用者の<u>居住市町村が園に委託等して実施</u>(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする (関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態</p>									

## 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(\*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(参考)

## 「子育て支援員」研修について

### 趣旨

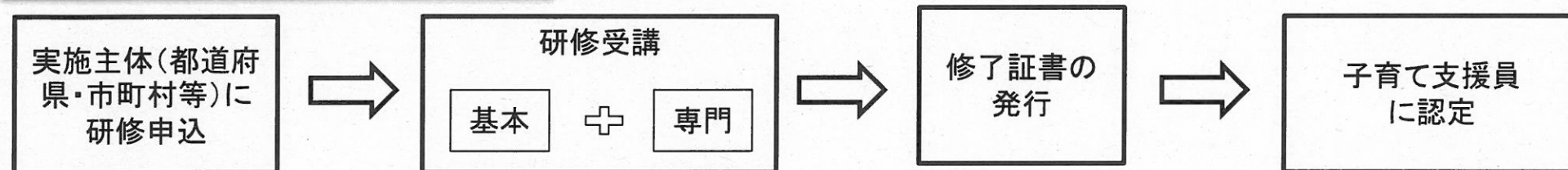
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

### 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

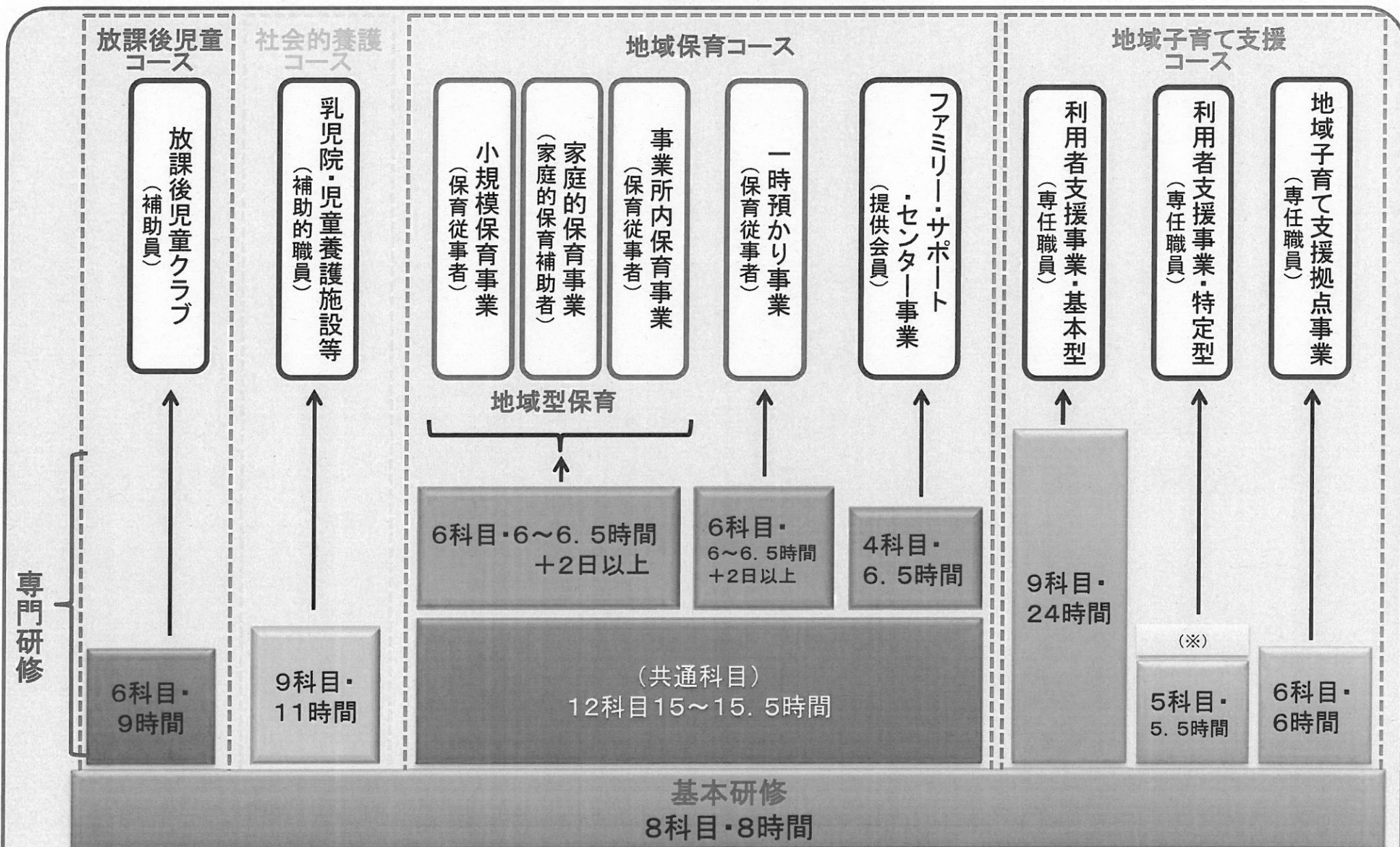
小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

### 研修受講から認定までの流れ





# 子育て支援員研修の体系

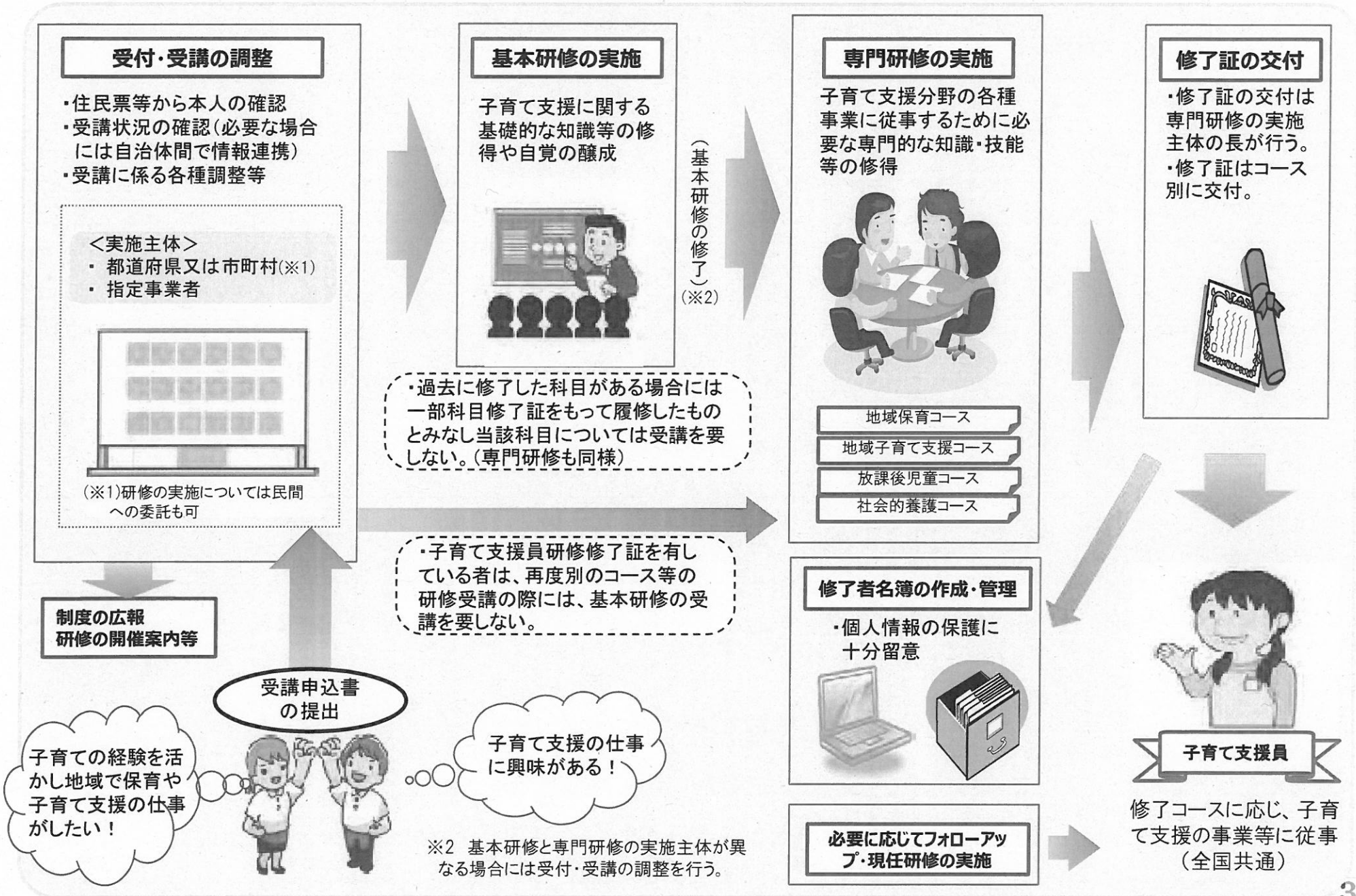


※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

# 子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)



## 平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の向上事項はすべて実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 5,127億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

## 平成27年度予算における「0.5兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

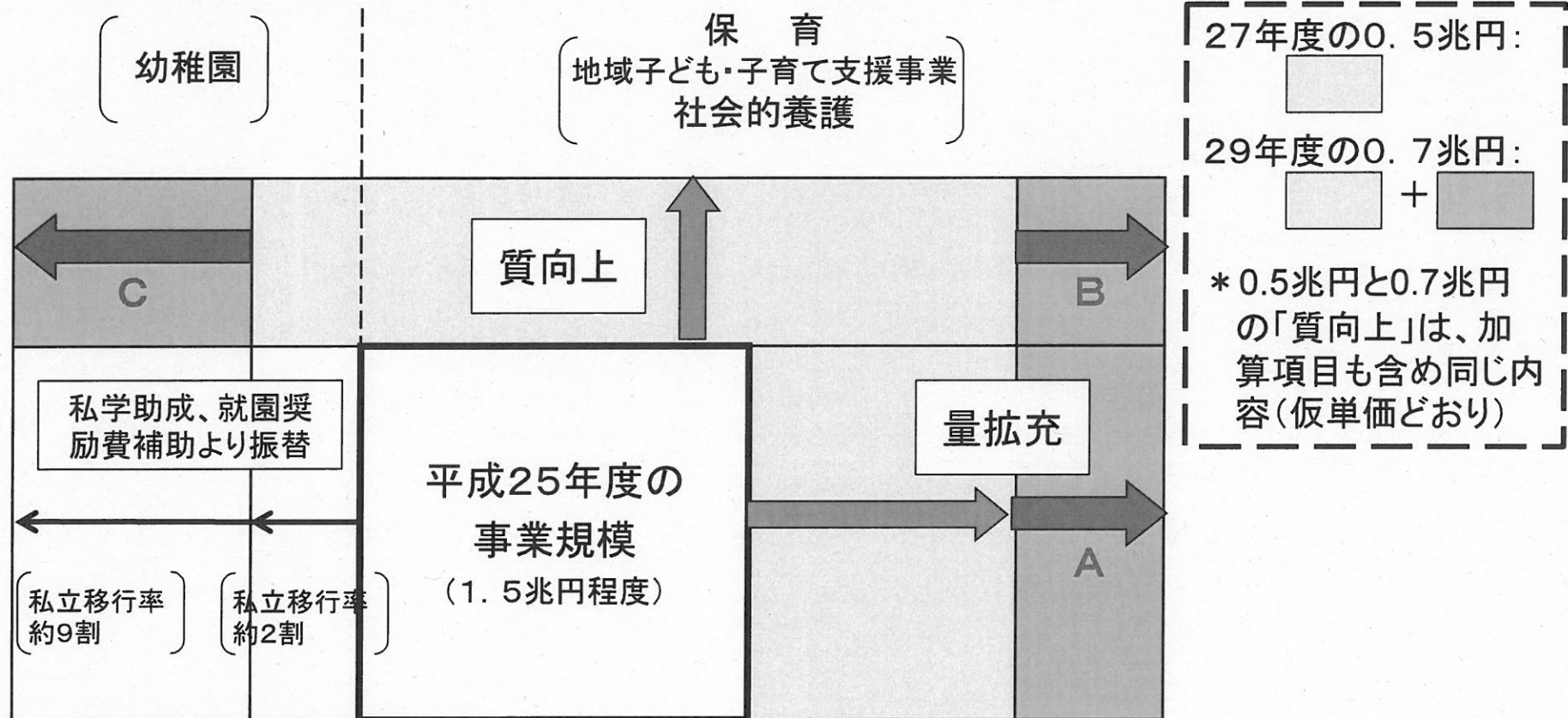
○ 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。

○ 27年度予算の「0.5兆円程度」は、

- ① 各市町村の事業計画に基づく27年度の「量の拡充」に対応
- ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施(加算項目も含め、仮単価どおり)するための所要額として確保されたもの。

○ 27年度の「0.5兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主な要因は、

- ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないこと(図A部分)
- ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を2割程度としていること
- ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないこと(図B・C部分)



\* 29年度の私立移行率9割は仮置き。  
各年度予算は意向調査等に基づき設定。

# 認定こども園等への財政支援

## 厚生労働省事業

**保育所等整備交付金**(p107参照) 55,431百万円

### 認定こども園整備事業

- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

### 保育所緊急整備事業

- 保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分含む)の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

**保育対策総合支援事業費補助金**(p108参照) 28,535百万円

### 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。等

**職員の資質向上・人材確保等研修事業** 1,573百万円

### 保育の質の向上のための研修支援

- 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。等

## 文部科学省事業

**認定こども園施設整備交付金** 11,757百万円

### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。(新增改築、大規模改修等)
  - ・幼保連携型認定こども園の幼稚園部分
  - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園施設整備費)
  - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分(保育所部分と一体的に行う幼稚園機能の施設整備)
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築)
  - ・私立幼稚園の耐震化経費
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

**教育支援体制整備事業費交付金** 1,727百万円

### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。
  - ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。